

目次

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 違反処理

第1節 通則(第7条～第12条)

第2節 警告(第13条～第15条)

第3節 事前手続き(第16条)

第4節 命令(第17条～第21条)

第5節 許可の取消し(第22条)

第6節 認定の取消し(第23条)

第7節 告発(第24条～第27条)

第8節 過料事件の通知(第28条～第30条)

第9節 代執行(第31条・第32条)

第10節 略式の代執行(第33条)

第11節 報告、通知、送達および教示(第34条～第36条)

第12節 物件の措置(第37条～第42条)

第3章 免状返納命令要請措置等(第43条・第44条)

第4章 雑則(第45条・第46条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)および鯖江・丹生消防組合火災予防条例(昭和48年条例第4号。以下「条例」という。)に定める火災予防に関する違反ならびに鯖江・丹生消防組合危険物規制規則(昭和44年規則第14号。以下「規則」という。)に定める危険物規制に関する違反(以下「違反」という。)の処理について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

(用語)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反処理とは、違反が認められる事項について、警告、命令、許可の取消し、認定の取消しもしくは告発により是正し、または過料事件の通知、代執行、略式の代執行の発動をもって違反を是正もしくは予防または出火危険、延焼拡大危険、火災に係る人命危険(以下「火災危険」という。)の排除を図るための必要な行政措置を講じることという。
- (2) 違反対象物とは、鯖江・丹生消防組合立入検査規程(平成17年11月25日消防本部訓令第3号。以下「立入検査規程」という。)第3条に規定する検査対象物のうち、違反処理が必要なものをいう。
- (3) 危険物違反施設(以下「違反施設」という。)とは、「指定数量以上の危険物を貯蔵し、もしくは取り扱っていると認められるすべての施設」のうち、違反処理が必要なものをいう。
- (4) 不利益処分とは、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「手続法」という。)第2条第4号に定める処分をいう。
- (5) 聴聞とは、手続法第13条第1項第1号の規定に基づき、不利益処分に関して、審理の場において意見陳述および質問等の機会を与え意見を聞くことをいう。
- (6) 弁明とは、手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、不利益処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会を与えることをいう。
- (7) 警告とは、違反が認められる事項について、違反の是正または火災危険の排除を促す意思表示をいう。
- (8) 命令とは、法の命令規定により、強制的に違反の是正または火災危険の排除を促す意思表示をいう。
- (9) 催告とは、命令違反者に対して、当該命令事項の履行を督促する意思表示をいう。
- (10) 許可の取消しとは、法第12条の2第1項に規定するものをいう。
- (11) 認定の取消しとは、法第8条の2の3第6項に規定するものをいう。
- (12) 告発とは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により、違反事実を捜査機関に申告し違反者の訴追を求める意思表示をいう。
- (13) 過料事件の通知とは、法第46条の5の規定に基づき、法第8条の2の3第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)および法第17条の2の3第4項の規定に違反した者の住所地の地方裁判所に通知することという。
- (14) 代執行とは、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下同じ。)第2条に定めるものをいう。
- (15) 略式の代執行とは、行政代執行法第3条第3項に定めるものをいう。

(令3消本訓令5・一部改正)

(処理区分)

第3条 違反があると認めるときは、次の各号の区分により、違反処理するものとする。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 許可の取消し
- (4) 認定の取消し
- (5) 告発
- (6) 過料事件の通知
- (7) 代執行
- (8) 略式の代執行

(令3消本訓令5・一部改正)

(違反処理基準)

第4条 違反処理は、別表第1の違反処理基準に定めるところにより処理しなければならない。ただし、違反の事実が明白で、かつ、火災予防上または人命安全上猶予できないと認める場合、もしくは特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

(令3消本訓令5・一部改正)

(違反処理事務の主体)

第5条 違反処理の事務は、消防長または消防署長(以下「消防長等」という。)が主体となって行うものとする。

2 消防長等は、所属職員を指揮監督し、違反の是正促進に努めなければならない。

(令3消本訓令5・旧第6条繰上・一部改正)

(違反処理上の基本的留意事項)

第6条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反の内容または火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正公平に行うものであること。
- (2) 違反事務処理業務を行うにあたっては、関係者に対し誠実、かつ、沈着、冷静に対処するものであること。
- (3) 違反処理を行った事案については適時追跡確認を行い、その是正促進に努めること。

(令3消本訓令5・旧第7条繰上・一部改正)

第2章 違反処理

第1節 通則

(消防吏員の責務)

第7条 消防吏員は、違反対象物および違反施設(以下「違反対象物等」という。)の違反確認から是正に至るまでの経過を違反処理経過簿および違反内容一覧表に記録しなければならない。

2 消防吏員は、違反処理について、予防課および防火指導課と常に連絡を密にし、適正を期するものとする。

(令3消本訓令5・旧第8条繰上・一部改正)

(違反対象物等の把握)

第8条 消防長等は、常に違反対象物等の実態を把握しておかなければならない。

2 消防長等は、違反の是正を行うため違反内容に応じて、予防課員または防火指導課員を派遣することができる。

(令3消本訓令5・旧第9条繰上・一部改正)

(違反の調査等)

第9条 消防吏員は、職務の執行に際し違反事実を発見または聞知した場合は、速やかに消防長等に報告しなければならない。

2 消防長等は、前項の報告を受けたときは、消防吏員に命じて速やかに違反の事実の調査にあたらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

3 前項の規定による調査を命じられた消防吏員は、調査した結果を違反調査報告書により消防長等に報告しなければならない。ただし、違反の事実が重大でないものにあつては、立入検査規程第20条に規定する、立入検査結果報告書による報告をもってこれに変えることができる。

(令3消本訓令5・旧第10条繰上・一部改正)

(実況見分調書)

第10条 消防吏員は、次の各号のいずれかに該当するときは、実況見分調書を作成するものとする。

- (1) 違反の事実を明らかにする場合もしくは違反にかかる証拠保全のため必要な場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防長等が特に必要があると認めるとき。

(令3消本訓令5・旧第11条繰上・一部改正)

(質問調書)

第11条 消防吏員は、次の各号のいずれかに該当するとき、もしくは、該当するおそれがあるときは、質問調書を作成するものとする。

- (1) 供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合
- (2) 告発を行う場合
- (3) 違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(令3消本訓令5・旧第12条繰上・一部改正)

(関係行政機関との連携)

第12条 消防長等は、立入検査において知り得た他法令の防火に関する規定の違反については、主管行政庁と十分な連絡をとりその改善指導に努めるものとする。

- 2 消防長等は、他法令違反が存する違反対象物等の違反是正措置を講じる場合には、関係機関と十分な情報提供および連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合関係官公署の事務に支障がないよう配慮しつつ、法第35条の13の規定に基づき、適切な措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 消防長等は、関係機関に情報の照会等を求める場合は、危険物関係事項照会書(様式第1号)または火災予防関係事項照会書(様式第2号)にて関係機関に協力要請を求めることができる。
- 4 消防長等は、関係機関から照会事項等について情報提供等を求められたときは、消防関係法令に関する適合状況を確認し、その結果を回答書(様式第3号)にて回答するものとする。

(令3消本訓令5・旧第13条繰上・一部改正)

第2節 警告

(警告)

第13条 消防長等は調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等の前段階として警告書(様式第4号)を当該違反対象物等の関係者に対し交付するものとする。

- 2 消防長等は、緊急に措置する必要がある場合で前項の警告書を交付するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに当該関係者に警告書を交付するものとする。

(令3消本訓令5・旧第14条繰上・一部改正)

(改善計画書の提出)

第14条 消防長等は、前条の規定により警告を行ったときは、当該関係者に警告事項改善結果(計画)書(様式第5号)を提出するよう指導するものとする。

- 2 消防長等は、前項の警告事項改善結果(計画)書が提出されたときは、改善計画の内容を確認するとともに、計画の修正その他必要な事項について指示し、改善を促進しなければならない。

(令3消本訓令5・旧第15条繰上・一部改正)

(警告事項の改善)

第15条 消防長等は、当該関係者に対し警告事項の改善が完了したときは、速やかに報告するよう指導しなければならない。

- 2 消防長等は、前項の報告を受けたときは、これを検査し改善の状況を確認しなければならない。

(令3消本訓令5・追加)

第3節 事前手続き

(令3消本訓令5・旧第4節繰上)

(事前手続き)

第16条 この規程において、聴聞が必要な不利益処分は、法第8条の2の3第6項または第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消処分および法第12条の2第1項、法第13条の2第5項、法第13条の24に基づく許可、資格等の取消処分とする。

- 2 この規程において、弁明が必要な不利益処分は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項、第8条の2第6項および法第36条第1項において準用する法第8条第4項および第8条の2第6項に基づく命令とする。
- 3 聴聞を開催する場合は、不利益処分を受ける者に対して事前に聴聞開催等を行う旨の聴聞通知書(様式第6号)にて通知するものとする。
- 4 聴聞を行った場合は、不利益処分の原因となる当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにするための、聴聞調書を作成しておくものとする。また、処分の原因となる事実の認定資料目録を作成するものとする。
- 5 聴聞を行った場合は、行政手続法第24条の規定に基づき聴聞調書および報告書を作成するものとする。
- 6 弁明の機会を付与する場合は、不利益処分を受ける者に対して、事前に弁明の機会の付与の通知書(様式第7号または第7号の2)にて通知するものとする。
- 7 口頭による弁明の機会の付与が行われた場合は、弁明調書(様式第8号)を作成するものとする。
- 8 不利益処分を受ける者が出席できない等正当な理由がある場合は、代理人選任届出書(様式第9号)を提出させること。また、代理人の資格を喪失した場合には代理人資格喪失届出書(様式第10号)を提出させるものとする。

(令3消本訓令5・旧第17条繰上・一部改正)

第4節 命令

(令3消本訓令5・旧第5節繰上)

(命令)

第17条 消防長等は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当するとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、当該関係者に命令書(様式第11号)を交付するものとする。

- (1) 警告の履行期限が経過しても警告事項が履行されないとき。
 - (2) 警告事項が履行されても十分でないとき。
 - (3) 警告の履行期限までに警告事項が履行される見込みがないとき。
 - (4) 前号に該当するとして、直ちに命令を行う必要があると認められるとき。
- 2 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合で命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに当該関係者に命令書を発行するものとする。
- 3 消防長等以外の消防吏員は、法第3条第1項および法第5条の3第1項に規定する違反を発見した場合は、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに物件措置命令書を発行し、結果を消防長等に報告するものとする。なお、当該命令が履行されない場合は、当該関係者に命令書を交付するものとする。
- 4 消防署長(以下「署長」という。)は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当するときは、消防長にその旨を事前に報告すること。
- 5 消防長は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当するときは、鯖江・丹生消防組合管理者(以下「管理者」という。)にその旨を事前に報告すること。

(令3消本訓令5・旧第18条繰上・一部改正)

(公示)

第18条 消防長等は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項、法第8条第4項、法第8条の2第3項、法第11条の5第1項、法第11条の5第2項、法第12条第2項、法第12条の2第2項、法第12条の3、法第13条の24、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項、法第16条の3第4項、法第16条の6および法第17条の4第1項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る違反対象物等または当該違反対象物等のある場所への標識(様式第12号)を設置して公示するものとする。

- 2 前項の公示は、命令を行った場合には、速やかに行い、当該命令の履行または解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

(令3消本訓令5・旧第19条繰上・一部改正)

(改善状況の確認等)

第19条 消防長等は、関係者に対し、命令事項の改善が完了したときは、速やかに報告するよう指導しなければならない。

- 2 消防長等は、前項の報告を受けたときは、これを検査し改善の状況を確認しなければならない。

(令3消本訓令5・旧第20条繰上・一部改正)

(催告)

第20条 消防長等は、消防法の規定による命令について当該関係者が改善の意思表示がない場合は、特に必要があると認めるときは催告書(様式第13号)を作成して、出頭した当該関係者に交付するものとする。

(令3消本訓令5・旧第21条繰上・一部改正)

(命令の解除)

第21条 消防長等は、命令の要件が全部または一部が履行されたことにより、受命者から命令の解除の申出があったときまたはその事実を知ったときは、その履行状況を確認し、命令解除要件を満たすと認めた場合は、当該関係者に命令解除通知書(様式第14号)を交付し当該命令を解除するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により命令の全部または一部の解除を行ったときは、速やかに消防長に報告しなければならない。

(令3消本訓令5・旧第22条繰上・一部改正)

第5節 許可の取消し

(令3消本訓令5・追加)

(許可の取消し)

第22条 管理者は、法第12条の2第1項の規定による許可の取消しを行う場合は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 許可を受けないで危険物施設の位置、構造および設備を変更したとき。
 - (2) 完成検査の前に危険物施設を使用したとき。
 - (3) 危険物施設の位置、構造および設備に係る措置命令に違反したとき。
 - (4) 保安検査に関する規定に違反したとき。
 - (5) 定期点検に関する規定に違反したとき。
- 2 管理者は、許可の取消しを行う場合は、許可取消書(様式第15号)により、通知するものとする。
- 3 消防長は、第1項の規定による許可の取消しを行う場合は、許可取消通知書(様式第16号)により、当該違反施設関係者に対して通知するものとする。

(令3消本訓令5・追加)

第6節 認定の取消し

(認定の取消し)

第23条 署長は、法第8条の2の3第6項各号のいずれか、または第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項各号のいずれかに該当するときは認定の取消しを行う。

2 認定の取消しは、当該関係者に対して、特例認定取消書(様式第17号)を交付することにより行うものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

第7節 告発

(告発)

第24条 告発は、命令事項に違反した場合(当該違反に係る刑罰規定が存する場合に限る。)または別表第2に掲げる告発対象事項に該当する場合で、それらが当該刑罰に処せられるのが相当であると認められるときに告発を行うものとする。

2 消防長等は、告発事案について違反調査を行った結果、当該告発事案が別に定める告発留保理由に該当するものについては、告発留保報告書を作成しておかなければならない。

(令3消本訓令5・一部改正)

(手続き)

第25条 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の警察署長または検察官に対して行うものとする。

2 告発を行うときは、告発書(様式第18号)に必要な書類を添付するものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

(事前報告)

第26条 署長が告発を行う場合は、事前に消防長に報告するものとする。

2 消防長が告発を行う場合は、事前に管理者に報告するものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

(告発結果の処理)

第27条 署長は、検察官から告発に係る処分の通知があった場合は、速やかにその写しを消防長に報告するものとする。

2 消防長は、検察官から告発に係る処分の通知があった場合は、速やかにその写しを管理者に報告するものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

第8節 過料事件の通知

(過料事件の通知)

第28条 過料事件の通知は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときにその者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

(手続)

第29条 過料事件の通知を行うときは、過料事件の通知書(様式第19号)に次の資料を添付して行うものとする。

(1) 特例認定申請書(写)および認定を受けた旨の通知書類(写)

(2) 賃貸契約書等、管理権原者に変更があったことを証する書面(写)

(3) 過料に処せられるべき者の住所地等を証する資料

(4) その他必要と認められる資料

(令3消本訓令5・一部改正)

(事前報告)

第30条 署長が過料事件の通知を行う場合は、必要に応じて事前に消防長に報告するものとする。

第9節 代執行

(代執行)

第31条 消防長等は、第17条の規定による命令または第24条の規定による告発によっても、違反が是正されない場合で、特に必要があると認めたときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うものとする。

2 署長が代執行を行うときは、事前に消防長の承認を受けるものとする。

3 消防長が代執行を行うときは、事前に管理者の承認を受けるものとする。

4 消防長等は、代執行を行うときは、事前に執行に伴う作業、警戒および経費等の計画を策定しなければならない。

5 代執行の戒告、通知および経費徴収のための文書ならびに執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

(1) 戒告書(様式第20号)

(2) 代執行令書(様式第21号)

(3) 代執行費用納付命令書(様式第22号)

(4) 代執行執行責任者証(様式第23号)

(令3消本訓令5・一部改正)

(証票の携帯)

第32条 消防長等またはその他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、[前条第5項第4号](#)の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(令3消本訓令5・一部改正)

第10節 略式の代執行

(略式の代執行)

第33条 消防長等は、[法第3条第1項](#)または[法第5条の3第1項](#)の命令に係る履行義務者を確知することができないために、当該命令を発することができない場合には、[法第3条第2項](#)または[法第5条の3第2項](#)の規定に基づき、消防吏員に[法第3条第1項第3号](#)および[第4号](#)に掲げる措置をとらせるものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

第11節 報告、通知、送達および教示

(令3消本訓令5・改称)

(報告、通知)

第34条 署長は、違反処理を行った場合は、次により消防長に速やかに報告しなければならない。

(1) 命令、告発または代執行、略式代執行を行った場合は、違反調査報告書により報告するものとする。

(2) [前号](#)の違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書により報告するものとする。

2 消防長は、特に必要がある場合には違反処理を行うことができる。次の違反処理を行った場合は、違反処理通知書により署長に通知するものとする。

(1) 警告、命令、許可の取消し、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行および略式の代執行を行ったとき。

(2) [前号](#)の違反処理が完結したとき。

(令3消本訓令5・一部改正)

(送達)

第35条 この章の規定により警告書、命令書、認定取消書、戒告書、代執行令書および代執行費用納付命令書(以下「警告書等」という。)は、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書に署名を求めるとともに警告書等交付整理簿に必要な事項を記載しておくものとする。

2 [前項](#)の警告書等の受領を拒否した場合、その他必要あるときは、配達証明付き内容証明郵便により郵送するものとする。ただし、被送達者の住所が不明のため郵送できない場合は、公告するものとする。

(令3消本訓令5・一部改正)

(教示)

第36条 消防長等またはその他の消防吏員は、命令書、特例認定取消通知書、許可取消通知書、戒告書、代執行令書または代執行費用納付命令書を交付するときは、[行政不服審査法\(平成26年法律第68号\)](#)の定めるところに従い、審査請求をすることができる旨ならびに審査請求をすべき行政庁および審査請求をすることができる期間を教示しなければならない。

2 消防長等またはその他の消防吏員は、命令、許可の取消しもしくは特例認定の取消しを行い、または戒告書、代執行令書もしくは代執行費用納付命令書を交付した場合において、利害関係人から、当該命令等が審査請求をすることができる処分かどうかならびに審査請求をすべき行政庁および審査請求をすることができる機関について教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

(令3消本訓令5・追加)

第12節 物件の措置

(物件の保管等)

第37条 署長は、[法第3条第2項](#)および[法第5条の3第2項](#)の規定により、[法第3条第1項第3号](#)または[第4号](#)の措置をとるべき必要があると認める物件ならびに[法第5条第1項](#)の措置をとるべき必要があると認める物件は、適当な場所または施設等を選定して保管するものとし、保管に際しては[次の各号](#)に留意するものとする。

(1) 物件の滅失および損傷防止

(2) 盗難の予防措置

(3) 危険物または燃焼のおそれのある物件については、火災等の予防措置

2 署長は、[前項](#)の規定による措置を行ったときは、速やかに物件措置命令書を作成しておかなければならない。ただし、物件の措置について費用の支出を要する場合は、消防長に報告しなければならない。

(令3消本訓令5・旧第36条繰下・一部改正)

(保管物件の公示)

第38条 署長は、[前条](#)の規定により、物件を保管したときは、[法第3条第3項](#)および[法第5条の3第4項](#)において準用する[災害対策基本法\(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。\)](#)第64条第3項から第6項までの規定ならびに[消防法施行令\(昭和36年政令第37号\)第45条](#)において準用する[災害対策基本法施行令\(昭和37年政令第288号。以下「災対令」という。\)](#)第25条および[災対令第26条第1項](#)の規定により公示する場合は、保安物件公告書を消防本部および消防署ならびに分署、分遣所に掲示して公告するものとする。

2 [前項](#)の公示の期間は14日間とする。

3 署長は、前項の掲示を行った日から、14日経過しても保管物件の所有者を知ることができない場合は、当該公告の要旨を公報および新聞等に掲載する手続きをとるものとする。

4 署長は、第1項に規定する方法による公示を行うとともに消防署に保管物件一覧簿を備え付け、これをいつでも関係のある者に自由に閲覧させなければならない。

(令3消本訓令5・旧第37条繰下・一部改正)

(保管物件の売却)

第39条 署長は、第36条第1項の規定により、保管した物件が滅失もしくは損傷するおそれがあるとき、または所有者等が所有権を放棄した場合等にその保管に不相当な費用や手数を要するときは、当該物件を売却し、その売却代金を保管することができる。

2 民事上の手続きおよび災対法第64条第4項・第6項の規定により当該物件等を売却したときは、鯖江・丹生消防組合財務規則(昭和54年規則第4号。以下「財務規則」という。)の定めにより処理するものとする。

(令3消本訓令5・旧第38条繰下)

(保管物件の返還請求等)

第40条 署長は、第36条第1項の規定により保管した物件の関係者で権原を有する者より当該物件の返還を求められたときは、保管物件返還請求書兼受領書(様式第24号)により請求させなければならない。

2 前条の規定により保管物件を売却している場合には、売却代金返還請求書兼受領書(様式第25号)により、代金の返還を鯖江・丹生消防組合管理者に請求させなければならない。

3 保管物件および売却代金の返還を求められたときは、権原を有する者であることを証することができる書類等の提出を求め、権利の存否を確認のうえ返還しなければならない。

(令3消本訓令5・旧第39条繰下・一部改正)

(法定期間経過後の報告)

第41条 署長は、保管した物件が第36条第1項の規定により災対法第64条第6項に定める法定期間を経過した場合は、消防長に報告するものとする。

(令3消本訓令5・旧第40条繰下)

(保管費等の徴収)

第42条 署長は、第38条の規定により保管物件を返還するときは、その物件の権原を有する者に対し、保管等に要した費用の納付を保管費等納付命令書(様式第26号)により命じ、当該保管費用を徴収するものとする。

(令3消本訓令5・旧第41条繰下・一部改正)

第3章 免状返納命令要請措置等

(免状の返納命令等)

第43条 消防吏員は、消防設備士等が、違反処理基準に定める違反行為を行ったことを確知した場合は、速やかに署長に報告するものとする。

2 署長は、前項の報告を受けたときは、速やかに違反行為の内容を消防長に報告するものとする。

3 法第17条の7第2項の規定による消防設備士免状の返納処分に該当する違反の処理については、免状の返納命令に係る通知(平成12年消防予第67号)の消防設備士に関する運用基準に定められた、事務処理にて違反の事項を通知するものとする。

(令3消本訓令5・旧第42条繰下・一部改正)

(違反行為の報告等)

第44条 消防吏員は、危険物取扱者が、処理基準に定める違反行為を行ったことを覚知した場合は速やかに消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の報告があった場合は、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準(平成3年消防危第119号)の違反調査報告書等に関係資料を添えて、知事に報告するものとする。

3 消防長は、前項の規定により知事に報告した場合は、第1項の違反行為者に対し、危険物取扱者違反事項通知書を交付するものとする。

(令3消本訓令5・追加)

第4章 雑則

(書類の編さん)

第45条 消防長等は、この規程による違反処理事務後は、違反関係書類に編さんし永久保存しなければならない。

(令3消本訓令5・旧第43条繰下・一部改正)

(その他必要な事項)

第46条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(令3消本訓令5・旧第44条繰下)

附 則

1 この規程は、平成16年9月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 鯖江・丹生消防組合火災予防査察違反処理規程(昭和62年鯖江・丹生消防組合訓令第1号)は、廃止する。

附 則(令和3年消防本部訓令第5号)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 鯖江・丹生消防組合危険物違反処理規程(平成16年鯖江・丹生消防本部訓令第4号)は、廃止する。

別表第1(第4条関係)

(令3消本訓令5・一部改正)

違反処理基準

(火災予防関係)

区分	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	適用要件	四次措置
①屋外における火災予防に危険行為等	次の行為または物件で火災の予防に危険であると認めるとともに、または消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるとともに	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備もしくは器具(物件に限る。)またはその使用に際し火災の発生のおそれのある設備もしくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為	禁止、停止もしくは制限または消火の準備(法第3条)	第24条に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり			
		2 残火、取灰または火粉	残火、取灰または火粉の始末(法第3条)					
		3 危険物または放置され、もしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第3条)	第24条に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり			
		4 放置され、もしくはみだりに存置された物件	物件の整理または除去(法第3条)	第24条に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり			
②防火対象物における火災予防に危険行為等(その1)	防火対象物の位置、構造、設備または管理について次の状況が認められるもの	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止または中止その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)	第24条に該当するもの 告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
		2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)	第24条に該当するもの 告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
		3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)	第24条に該当するもの 告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
		4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)	第24条に該当するもの 告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり

③防火対象物における火災予防に危険な行為等(その2)	1 <u>法第5条</u> 等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、またはその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されなくても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合または火災が発生したならば人命に危険であると認める場合		使用禁止命令等(<u>法第5条の2</u> ・第1項第1号)						
	2 <u>法第5条</u> 等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障または火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合		使用禁止命令等(<u>法第5条の2</u> ・第1項第2号)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり				
			警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等(<u>法第5条の2</u> ・第1項第2号)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり		
④防火対象物における火災予防に危険な行為等(その3)	次の行為または物件で火災の予防に危険であると認めるものまたは消火、避難その他の消防の活動に支障となる認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備もしくは器具(物件に限る。)またはその使用に際し火災の発生のおそれのある設備もしくは器具(物件に限る。)使用その他これらに類する行為	禁止、停止もしくは制限または消火の準備(<u>法第5条の3</u>)	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(<u>法第5条の2</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり		
		2 残火、取灰または火粉	残火、取灰または火粉の始末(<u>法第5条の3</u>)	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(<u>法第5条の2</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり		
		3 危険物または放置され、もしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(<u>法第5条の3</u>)	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(<u>法第5条の2</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり		
		4 放置され、もしくはみだりに存置された物件(上記3の物件を除く)	物件の整理または除去(<u>法第5条の3</u>)	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(<u>法第5条の2</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり		
⑤防火管理関係違反(<u>法第8条第3項</u>)	1 防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令(<u>法第8条第3項</u>)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(<u>法第5条の2</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり

一項違反)	2 防火管理業務不適正	消防計画未作成		警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 定の適用あり
		消防計画が不適正なもの		警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
		消火、通報および避難訓練未実施		警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
		消防用設備等または特殊消防用設備等の点検、整備未実施等		警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
		火気の使用または取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等管理	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
		指定場所における喫煙等の制限	指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
		避難または防火上必要な構造および設備の管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
		劇場等の定員管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
⑥統括防火管理関係違反(法第8条の二)	1 統括防火管理者未選任			警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第8条の2第5項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり
	2 統括防火管理業務不適正	全体についての消防計画未作成		警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置(法第5条の2)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり

					当する場合				
		全体についての 消防計画が不適 正なもの	警告	警告事項 不履行の もの	選任命令 (法第8条 の2第6項)	二次措置 が不履行 で、かつ ③の適用 要件に該 当する場合	③の一次 措置(法第 5条の2)	第24条 に 該当する もの	告発 ※法第45条 の適用あり
		避難または防火 上必要な構造お よび設備の管理 不適正	警告	警告事項 不履行の もの	選任命令 (法第8条 の2第6項)	二次措置 が不履行 で、かつ ③の適用 要件に該 当する場合	③の一次 措置(法第 5条の2)	第24条 に 該当する もの	告発 ※法第45条 の適用あり
⑦防火対象物点検報告 (法第8条の二 の二 および 法第8条の三)	防火対象物点検報告未 実施での表示または紛 らわしい表示をしたも の	表示の除 去または 消印を付 すことの 命令(法第 8条の2の2 第4項)	第24条 に 該当する もの	告発 ※法第45 条の適用あり					
	防火対象物点検の特例 認定を受けていないに も関わらず、 法第8条の 2の3第7項 の表示がされ ている、あるいは、当 該表示と紛らわしい表 示がされているもの	表示の除 去または 消印を付 すことの 命令(法第 8条の2の3 第8項)	第24条 に 該当する もの	告発 ※法第45 条の適用あり					
	1 偽りその他不正な手 段により当該認定を受 けたことが判明したも の	法第8条の 2の3第1項 による認 定の取り 消し(法第 8条の2の3 第6項)							
	2 法第5条第1項 、 第5 条の2第1項 、 第5条の3 第1項 、 第8条第3項 もし しくは 第4項 、 第8条の2の 5第3項 または 第17条の4 第1項 もしくは 第2項 の 規定の命令がされたも の	法第8条の 2の3第1項 による認 定の取り 消し(法第 8条の2の3 第6項)							
	3 法第8条の2の3第1項 第3号 に該当しなくなっ たもの	法第8条の 2の3第1項 による認 定の取り 消し(法第 8条の2の3 第6項)							
⑧自衛消防組織の設置 に関する違反(法第8条の 二の五)	自衛消防組織が未設置 であるもの	警告	警告事項 不履行の もの	措置命令 (法第8条 の2の5第3 項)	二次措置 が不履行 で、かつ ③の適用 要件に該 当する場合	③の一次 措置(法第 5条の2)	第24条 に 該当する もの	告発 ※法第45条 の適用あり	
⑨消防用設備等または 特殊消防用設備等が未 設置または維持管理が 不適正のもの	警告	警告事項 不履行の もの	設置命 令、改修 命令また は維持命 令(法第17	二次措置 が不履行 で、かつ、③の 適用要件	③の一次 措置による(法第5 条の2)	第24条 に 該当する もの	告発 ※法第45条 の適用あり		

特殊消防設備等に関する基準違反(法第 <u>十七</u> 条第 <u>一</u> 項または第 <u>三</u> 項)				条の4第1項または第2項)	に該当する場合			
⑩防災管理関係違反(法第 <u>三十六</u> 条第 <u>一</u> 項において用いる八条第一)	1 防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第 <u>36</u> 条第 <u>1</u> 項において準用する法第 <u>8</u> 条第 <u>3</u> 項)	第 <u>24</u> 条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
	2 防災管理業務不適正							
	防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第 <u>36</u> 条第 <u>1</u> 項において準用する法第 <u>8</u> 条第 <u>4</u> 項)	第 <u>24</u> 条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
	防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第 <u>36</u> 条第 <u>1</u> 項において準用する法第 <u>8</u> 条第 <u>4</u> 項)	第 <u>24</u> 条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
⑪統括防災管理関係違反(法第 <u>三十六</u> 条第 <u>一</u> 項において用いる法第 <u>八</u> 条の <u>二</u>)	避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第 <u>36</u> 条第 <u>1</u> 項において準用する法第 <u>8</u> 条第 <u>4</u> 項)	第 <u>24</u> 条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
	1 統括防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第 <u>36</u> 条第 <u>1</u> 項において準用する法第 <u>8</u> 条の <u>2</u> 第 <u>5</u> 項)	第 <u>24</u> 条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
	2 統括防災管理業務不適正							
	防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第 <u>36</u> 条第 <u>1</u> 項において準用する法第 <u>8</u> 条の <u>2</u> 第 <u>6</u> 項)	第 <u>24</u> 条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
⑫防災管理点検報告(法第 <u>三十六</u> 条第 <u>一</u> 項において)	防災管理点検報告未実施での表示または紛らわしい表示をしたもの	表示の除去または消印を付すことの命令(法第 <u>36</u> 条第 <u>1</u> 項において準用する法第 <u>8</u> 条の	第 <u>24</u> 条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり				

いて 準用 する <u>法第8条の二の三</u> および <u>法第8条の三</u>		<u>2の2第4項</u>)						
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	<u>法第36条第1項</u> において準用する <u>法8条の2の3第1項</u> による認定の取り消し(<u>法第36条第1項</u> において準用する <u>法第8条の2の3第6項</u>)						
	2 <u>法第5条第1項</u> 、 <u>第5条の2第1項</u> 、 <u>第5条の3第1項</u> 、 <u>第8条第3項</u> もしくは <u>第4項</u> 、 <u>第8条の2の5第3項</u> 、 <u>第17条の4第1項</u> もしくは <u>第2項</u> または <u>第36条第1項</u> において準用する <u>第8条第3項</u> もしくは <u>第4項</u> の規定による命令がされたもの	<u>法第36条第1項</u> において準用する <u>法8条の2の3第1項</u> による認定の取り消し(<u>法第36条第1項</u> において準用する <u>法第8条の2の3第6項</u>)						
	3 <u>法第36条第1項</u> において準用する <u>法第8条の2の3第1項第3号</u> に該当しなくなったもの	<u>法第36条第1項</u> において準用する <u>法8条の2の3第1項</u> による認定の取り消し(<u>法第36条第1項</u> において準用する <u>法第8条の2の3第6項</u>)						
	防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去または消印を付すことの命令(<u>法第36条第5項</u> において準用する <u>法第8条の2の2第4項</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり				
⑬防災管理点検報告(<u>法第36条第5項</u> において準用する <u>法第8条</u>	1 防火対象物点検報告および防災管理点検報告のうち、いずれか一方またはともに点検基準を満たしていないにも関わらず、 <u>法第36条第3項</u> の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去または消印を付すことの命令(<u>法第36条第5項</u> において準用する <u>法第8条の2の2第4項</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり				
	2 防火対象物点検または防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方またはともに認定を受けていないにも関	表示の除去または消印を付すことの命令(<u>法第</u>	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり				

の二 の二)	わらず、 <u>法第36条第4項</u> の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	<u>36条第5項</u> において準用する <u>法第8条の2第4項</u>						
-----------	--	---	--	--	--	--	--	--

(危険物関係)

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置		四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1	危険物の無許可貯蔵または取扱い(<u>法第10条第1項</u>)	危険物の無許可貯蔵または取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵または取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱っているもの	除去命令または禁止命令(<u>法第16条の6</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり				
		製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、または取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(<u>法第16条の6</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり		
2	製造所等における危険物の貯蔵または取扱いに関する基準には違反(<u>法第10条第3項</u>)	製造所等における危険物の貯蔵または取扱いについて、 <u>法第10条第3項</u> の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令(<u>法第11条の5第1項</u> 、第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(<u>法第12条の2第2項第11号</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり		
		製造所等における危険物の貯蔵または取扱いについて、 <u>法第10条第3項</u> 基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるものまたはそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令(<u>法第11条の5第1項</u> 、第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(<u>法第12条の2第2項第1号</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※ <u>法第45条</u> の両罰規定の適用あり

		<u>法第11条第1項</u>の規定による許可もしくは<u>法第11条の4第1項</u>の規定による届出に係る数量を超える危険物またはこれらの許可もしくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、または取り扱っているもので、当該貯蔵または取扱いにより製造所等の位置、構造または設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(<u>法第11条の5第1項</u> ・第2項)	除去命令不履行のもの	使用停止命令(<u>法第12条の2第2項第1号</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
3	製造所等の位置、構造または設備の無許可変更(<u>法第11条第1項</u>)	製造所等の位置、構造または設備を無許可で変更しているもの	警告	警告不履行のもの	使用停止命令(<u>法第12条の2第1項</u>)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(<u>法第12条の2第1項</u>)	許可の取消し後も使用しているもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
4	製造所等の完成検査前使用(<u>法第11条第5項</u>)	設置許可または変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告不履行のもの	使用停止命令(<u>法第12条の2第1項</u>)	使用停止命令不履行のもので <u>法第10条第4項</u> の基準に適合していないもの	許可の取消し(<u>法第12条の2第1項</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
5	製造所等の位置、構造または設備に関する基準違反(<u>法第12条第1項</u>)	<u>法第10条第4項</u>の基準に適合しないもので、火災等の災害発生が著しく大きなものの	基準適合命令(<u>法第12条第2項</u>)	基準適合不履行	使用停止命令(<u>法第12条の2第1項第3号</u>)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(<u>法第12条の2第1項第3号</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
		<u>法第10条第4項</u>の基準に適合しないもの(上欄の場合を除く。)	警告	警告不履行のもの	使用停止命令(<u>法第12条の2第1項第3号</u>)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(<u>法第12条の2第1項第3号</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり
6	製造所等の緊急停止等(<u>法第12条の3</u>)	製造所等またはその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令または使用制限命令(<u>法第12条の3第1項</u>)	<u>第24条</u> に該当するもの	告発 ※法第45条の両罰規定の適用あり				

7	製造所等における危険物保安監督者の未選任等(法第13条第1項、第3項)	危険物保安監督者を選任していないものまたは危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期継続するなど内容が悪質なものの	使用停止命令(法第12条の2第2項第3号)	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
		危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告	警告事項不履行のもの	再警告	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
8	危険物保安監督者の法令違反	危険物保安統括管理者または危険物保安監督者が法律または法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたものの	解任命令(法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)	第24条に該当するもの	告発		
		危険物保安統括管理者または危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが、公共の安全の維持または災害発生防止上支障があるものの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令(法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり
9	予防規程未作成等(法第14条の2)	予防規程を作成していないもの	警告	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり				
		予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令(法第14条の2第3項)	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり		
10	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施(法第14条の3第1項、第2項)	特定屋外タンク貯蔵所または移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第4号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第4号)	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり
11	製造所等の定期点検未実施等(法第14条の3の2)	定期点検を未実施のもの	警告	法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第5号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第5号)	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰規定の適用あり
		点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、ま	警告	警告事項不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第5号)	第24条に該当するもの	告発※法第45条の両罰		

		たは点検記録を保存しなかったもの			2第1項第4号)		規定の適用あり		
12	危険物の運搬に関する基準違反(法第16条)	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告	警告事項不履行のもの	再警告	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり		
13	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送(法第16条の2第1項)	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告	警告事項不履行のもの	再警告	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり		
14	製造所等における事故発生時の応急措置未実施(法第16条の3第1項)	製造所等における流出事故等に関係者が災害発生防止のため危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令(法第16条の3第3項 、第4項)	第24条 に該当するもの	告発 ※ 法第45条 の両罰規定の適用あり				

(1) 命令主体が消防長または署長であるもの

命令根拠	命令事項	命令違反の罰則根拠(両罰規定を除く。)
法第5条第1項	防火対象物改修除去等命令	法第39条の3の2第1項
法第5条の2第1項	防火対象物使用停止等命令	法第39条の2の2第1項
法第8条第3項	防火管理者選任命令	法第42条第1項
法第8条第4項	防火管理業務適正執行命令	法第41条第1項
法第8条の2第5項	統括防火管理者選任命令	
法第8条の2第6項	統括防火管理業務適正執行命令	
法第8条の2の2第4項	定期点検虚偽表示除去等命令	法第44条
法第8条の2の3第8項	特例認定虚偽表示除去等命令	法第44条
法第8条の2の5第3項	自衛消防組織設置命令	
法第11条の5第1項	危険物適正貯蔵取扱命令(製造所等)	
法第11条の5第2項	危険物適正貯蔵取扱命令(移動タンク貯蔵所)	
法第12条第2項	製造所等修理改造等命令	
法第12条の2第1項	製造所等使用停止命令	法第42条第1項
法第12条の2第2項	製造所等使用停止命令	法第42条第1項
法第12条の3第1項	製造所等緊急使用停止等命令	法第42条第1項
法第13条の24第1項	危険物保安統括管理者等解任命令	
法第14条の2第3項	予防規程変更命令	法第42条第1項
法第16条の3第3項	製造所等応急措置命令	法第42条第1項
法第16条の3第4項	移動タンク貯蔵所応急措置命令	法第42条第1項
法第16条の6第1項	無許可貯蔵等危険物除去等命令	
法第17条の4第1項	消防用設備等設置維持等命令	法第41条 または 第44条
法第36条第1項	防災管理者選任命令	法第42条第1項
法第36条第1項	防災管理業務適正執行命令	法第41条第1項
法第36条第1項	統括防災管理者選任命令	
法第36条第1項	統括防災管理業務適正執行命令	

法第36条第1項・第5項	定期点検虚偽表示除去等命令	法第44条
法第36条第1項・第5項	特例認定虚偽表示除去等命令	法第44条

(2) 命令主体が消防長または署長、もしくは消防吏員であるもの

命令根拠	命令事項	命令違反の罰則根拠(両罰規定を除く。)
法第3条第1項	屋外における物件除去等命令	法第44条
法第5条の3第1項	防火対象物における物件除去等命令	法第44条第1項
法第16条の5第2項	移動タンク貯蔵所停止・免状提示命令	法第44条

別表第2(第4条関係)

(令3消本訓令5・一部改正)

告発処理基準

(火災予防関係)

規程違反に対する直接の罰則規定が適用される違反	違反事項および適用要件	一次措置	適用要件	二次措置
	立入検査の拒否、妨害、忌避等を行った者(法第4条第1項)	警告	正当な理由なく検査の拒否若しくは妨害等が繰り返され、第24条に該当する場合	告発
	防火管理者選解任届出義務に違反した者(法第8条第2項)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発
	防火対象物点検報告義務に違反した者(法第8条の2の2第1項)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発 *法第45条 両罰規定の適用あり
	点検虚偽表示違反をした者(法第8条の2の2第3項)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発 *法第45条 両罰規定の適用あり
	特例認定の表示に係る虚偽表示をした者(法第8条の2の3第8項準用)	警告	表示の除去、消印の指導に応じず、第24条に該当する場合	告発 *法第45条 両罰規定の適用あり
	防災対象物品の表示違反をした者(法第8条の3第3項)	警告	不正な表示または紛らわしい表示の除去に応じず、第24条に該当する場合	告発 *法第45条 両罰規定の適用あり
	消防用設備等設置届出義務に違反した者(法第17条の3の2)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発 *法第45条 両罰規定の適用あり
	消防用設備等の検査受忍義務に違反した者(法第17条の3の2)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発
	消防用設備等点検報告義務に違反した者(法第17条の3の3)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発 *法第45条 両罰規定の適用あり
	消防設備士の消防用設備等の着工届出義務に違反した者(法第17条の14)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発
	火災警報発令中の火の使用制限に違反した者(法第22条第4項)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発
	指定区域内のたき火または喫煙の制限に違反した者(法第23条)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発
	特例認定を受けた防火対象物の管理について権原を有する者に変更があった場合、その届出を怠った者(法第8条の2の3)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	過料事件の通知
規定違反に対	圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱い届出義務に違反した者(法第9条の2第1項、第2項)	警告	再三の指導に従わず、第24条に該当する場合	告発

する 直接 の罰 則規 定が 適用 される 違反	指定数量未満の危険物または指定可燃物等の貯蔵および取扱いに違反した者(条例第34条から第39条まで)	違反の事実を認めた場合	警告	再三の指導に従わず、 第24条 に該当する場合	告発
---	--	-------------	----	---	----

(危険物関係)

規定 違反 に対する 直接の 罰則 規定	違反事項および適用要件			措置
	製造所等における危険物の流出等による火災の危険(但し、公共の危険の発生が必要)を発生(故意)させた者	第23条 に該当する場合		告発(法第39条の2)
	上記により致死傷を発生させた者			
	製造所等における危険物の流出等による火災の危険(但し、公共の危険の発生が必要)を発生(過失)させた者	第23条 に該当する場合		告発(法第39条の3)
	上記により致死傷を発生させた者			
	製造所等以外における指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いをした者(法第10条第1項)	第23条 に該当する場合		告発(法第41条) 法第45条 両罰規定有り
	製造所等の設置、位置、構造または設備を変更する際に許可を受ける義務(法第11条第1項)に違反した者	第23条 に該当する場合		告発(法第42条)
	製造所等の完成検査前使用をした者(法第11条第5項)	再三の指導に従わず、 第23条 に該当する場合		法第45条 両罰規定有り
	危険物保安監督者の選任義務(法第13条第1項)に違反して危険物保安監督者を定めずに事業を行った者			
	製造所等における危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合の危険物取扱者の立会い義務(法第13条第3項)に違反した者			
	予防規程の作成認可の規定(法第14条の2第1項)に違反して危険物を貯蔵し、もしくは取り扱った者			

法および条例関係

違反根拠	告発対象事項	罰則根拠(両罰規定を除く。)
法第4条第1項	立入検査等の拒否	法第44条
法第8条第2項	防火管理者の選任解任届出違反	法第44条
法第8条の2の2第1項	定期点検報告違反	法第44条
法第8条の2の2第3項	定期点検虚偽表示	法第44条
法第8条の2の3第8項	特例認定虚偽表示	法第44条
法第8条の3第3項	防災物品虚偽表示	法第44条
法第9条の3第1項	圧縮アセチレンガス等貯蔵等届出違反	法第44条
法第9条の3第2項	圧縮アセチレンガス等貯蔵等廃止届出違反	法第44条
法第10条第1項	貯蔵所等以外での危険物貯蔵等禁止違反	法第41条第1項
法第10条第3項	危険物の不適正貯蔵等	法第43条第1項
法第11条第1項	製造所等の無許可設置・変更	法第42条第1項
法第11条第5項	製造所等の完成検査前使用	法第42条第1項
法第11条第6項	製造所等の承継届出違反	法第44条
法第11条の4第1項	製造所等の危険物品名等変更届出違反	法第44条
法第12条の6	製造所等の廃止届出違反	法第44条
法第12条の7第2項	危険物保安統括管理者選任等届出違反	法第44条
法第13条第1項	危険物保安監督者未選任での危険物取扱い	法第42条第1項
法第13条第2項	危険物保安監督者選任等届出違反	法第44条
法第13条第3項	危険物取扱者以外の危険物取扱い	法第42条第1項
法第14条の2第1項	予防規程無認可での危険物貯蔵等	法第42条第1項
法第14条の3第1項	屋外タンク貯蔵所等の定期検査拒否等	法第44条

法第14条の3第2項	屋外タンク貯蔵所等の検査拒否等	法第44条
法第14条の3の2	製造所等の定期点検違反	法第44条
法第15条	映写室の構造・設備の不適正	法第41条第1項
法第16条	危険物の不適正運搬	法第43条第1項
法第16条の2第1項	危険物取扱者未乗車での危険物移送	法第43条第1項
法第16条の2第3項	危険物取扱者免状不携帯での危険物移送	法第44条
法第16条の3第2項	製造所等での事故の虚偽通報	法第44条
法第16条の3の2第2項	製造所等での立入検査等の拒否	法第44条
法第16条の5第1項	貯蔵所等での立入検査等の拒否	法第44条
法第17条の3の2	消防用設備等の設置届出違反	法第44条
法第17条の3の2	消防用設備等の検査拒否	法第44条
法第17条の3の3	消防用設備等の定期点検報告等違反	法第44条
法第17条の5	消防設備士以外の消防用設備等設置工事等	法第42条第1項
法第17条の14	甲種消防設備士の工事着工届出違反	法第44条
法第21条の2第4項	検定表示のない消防用機械器具等販売等	法第43条の4
法第21条の9第2項	消防用機械器具等の合格虚偽表示	法第44条
法第36条第1項	防災管理者の選任解任届出違反	法第44条
法第36条第1項	定期点検報告違反	法第44条
法第36条第1項・第5項	定期点検虚偽表示	法第44条
法第36条第1項・第5項	特例認定虚偽表示	法第44条
条例第30条	指定数量未満危険物の不適正貯蔵等	条例第50条
条例第31条	少量危険物の不適正貯蔵等	条例第50条
条例第33条・第34条	可燃性液体類等・綿花類等の不適正貯蔵等	条例第50条
条例第42条の3第2項	指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の届出違反	条例第50条

[様式第1号\(第12条関係\)](#)

(令3消本訓令5・全改)

[様式第2号\(第12条関係\)](#)

(令3消本訓令5・全改)

様式第2号(第12条関係)

様式第3号(第12条関係)

(令3消本訓令5・全改)

様式第3号(第12条関係)

様式第4号(第13条関係)

(令3消本訓令5・全改)

様式第4号 (第13条関係)

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合消防本部 (消防署)
消防長 (署 長)

警 告 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物・施設は、消防法違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。
なお、この警告に従わない場合は、消防法第 の規定に基づく命令を行うことがある。
命令を行ったときは、当該対象物・施設に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

様式第5号(第14条関係)

(令3消本訓令5・全改)

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿
(鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿)

対象物(施設)名
代表者

警告事項改善結果(計画)書

当対象物・施設について、年 月 日付け鯖・丹消第 号の警告書により指摘されました事項については下記の通り改善(の計画を)しました。

記

1 立入検査年月日 年 月 日

2 改善結果(計画) 対象物棟名称

改善結果(計画)

記入方法

- 1 指示事項については、項目ごとの内容を記載すること。
- 2 改善計画については、改善予定日時等を具体的に記入すること。
- 3 できる限り、工事見積書、契約書等の写しを添付すること。
- 4 この用紙に記載できないときは、別紙に記入し添付すること。

様式第6号(第16条関係)

(令3消本訓令5・全改)

鯖・丹消第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

鯖江・丹生消防組合 消防本部（消防署）
消防長（署 長）

聴 聞 通 知 書

行政手続法第13条第1項第1号の規定に基づき、あなたに対する下記事実を原因とする不利益処分に係る聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

聴 聞 の 件 名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条 項	
不利益処分の原因となる事実	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所掌する組織名称・所在および聴 聞 主 宰 者	

- 教示 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞への出頭に代えて処分に対する陳述書および証拠書類等を聴聞期日までに聴聞主宰者へ提出することができます。
- 3 あなたは、聴聞が終結するまでの間、処分の原因となる事実を証する資料（別添「処分の原因となる事実の認定資料目録」を参照。）の閲覧を行政庁に求めることができます。
- 備考 1 あなたは聴聞に関して、代理人を選任することができます。この場合、聴聞開始までに代理人資格証明書を行政庁に提出して下さい。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、事前に聴聞主宰者に申請して下さい。
- 3 あなたまたは代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、聴聞を行ったものとして処分を決定します。
- 4 あなたまたは代理人が聴聞期日に出席できない正当な理由があるときは、出席できない理由を年 月 日（ ）までに下記問い合わせ先に連絡して下さい。
- 5 あなたまたは代理人は正当な理由がある場合は、行政庁に対し聴聞期日変更申請書により聴聞の期日の変更を申し出ることができます。

鯖江・丹生消防組合消防本部予防課（消防署防火指導課）
担当者
電 話 — — 内線

弁明の機会の付与の通知書

殿

鯖江・丹生消防組合 消防本部（消防署）
消防長（署 長）

行政手続法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により弁明の機会を付与しますので、この通知を持参して、出席して下さい。

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 期 日	
弁 明 の 場 所	
予定される不利益 処 分 の 内 容	
根拠法令および条 項	
不利益処分の原因 と な る 事 実	
連 絡 ・ 照 会 先	所 在 地 鯖江市西山町13-22 名 称 鯖江・丹生消防組合消防本部予防課（消防署防火指導課） 担当者 電話番号 - -

- （注意） 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人選任届出書により、上記の「連絡・照会先」に提出してください。
- 2 証拠書類または証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

鯖江・丹生第 号
年 月 日

弁明の機会の付与の通知書

殿

鯖江・丹生消防組合 消防本部（消防署）
消防長（署 長）

行政手続法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり文書により弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出して下さい。

弁 明 の 件 名			
予定される不利益 処 分 の 内 容			
根拠法令および条項			
弁明書の提出先 および提出期限	提 出 先	鯖江・丹生消防組合消防本部予防課（消防署防火指導課）	
	提出期限	年 月 日	
不利益処分の原因 と な る 事 実			
連 絡 ・ 照 会 先	所 在 地 名 称	鯖江市西山町13-22 鯖江・丹生消防組合消防本部予防課（消防署防火指導課） 担当者	
	電話番号	— —	

- （注意） 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人選任届出書により、上記の「連絡・照会先」に提出してください。
- 2 証拠書類または証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

年 月 日

弁 明 調 書

職・氏 名

記

1 弁明の機会の付与件名

2 弁明の日時および場所

日時 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
場所

3 弁明当日出頭者

(1) 当事者の氏名・住所
氏 名

(2) 代理人の氏名・住所
氏 名
住 所

4 当事者および代理人の弁明の要旨

5 証拠書類等の標目

6 上記以外の参考事項

備考 弁明において参考となる書面・図面・写真などの資料等を添付すること。

代理人選任届出書

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿
(鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿)

住 所
氏 名（署名）

年 月 日 において行われる聴聞
私は、 弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る弁明の機会の付与 について、
聴 聞
下記の者を代理人に選任し、 に関する一切の行為を委任します。
弁明の機会の付与

記

聴 聞 の件名 弁 明	
代 理 人 住 所	
代理人氏名等	氏 名 職 業 生年月日 年 月 日 （ 歳）

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

代理人資格喪失届出書

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿
(鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿)

住 所
氏 名(署名)

代理人選任届出書(年 月 日付け)により代理人として届け出た、下記の者が
代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

聴聞 の件名 弁明	
代理人資格 喪失者住所	
代理人資格 喪失者氏名等	氏 名 職 業 生年月日 年 月 日 (歳)

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合消防本部（消防署）
消防長（署 長）

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物・施設は、 と認めるので、消防法第 の規定
により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

教 示

この処分に不服のある場合は、処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合管理者（消防長）に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができる（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

消防法による命令の公告

対象物・施設の所在地

対象物・施設の名称

命令を受けた者

この対象物・施設は、
消防法第 条 に基づき次の事項を命じたものである。

【命令事項】

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
消防長(署 長)

注 意

- 1 この標識は、消防法第 条の 第 項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪により罰せられることがある。

様式第13号(第20条関係)

鯖・丹消第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
消防長(消防署長)

催 告 書

あなたは、 年 月 日付け鯖・丹消第 号をもって命令した事項(別添命令書の写し)
について履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

鯖・丹消第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
消防長(消防署長)

命 令 解 除 通 知 書

所在地
名 称
用 途

あなたの する上記対象物・施設について、 年 月 日付け鯖・丹
消第 号による 命令については、下記の理由により 年 月 日付けを
もってこれを解除する。

記

解除理由

様式第15号（第22条関係）

鯖・丹消第 号
年 月 日

住 所
職・氏名

殿

許可取消書

あなたの する下記 (年 月 日 第 号
設置許可) は、消防法第11条第1項後段の規定違反と認めるので、同法第12条の2第
1項の規定に基づき、許可を取り消す。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

記

- 1 施設区分
- 2 設置場所または常置場所
- 3 設置許可
- 4 違反事実
- 5 取消しの理由

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内に鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができる（訴訟に
おいて鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったこ
とを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消
しの訴えを提起することができる。

様式第16号(第22条関係)

(令3消本訓令5・全改)

様式第16号(第22条関係)

様式第17号(第23条関係)

(令3消本訓令5・全改)

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合消防署
消防署長

特例認定取消書

あなたの する下記防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項第 号に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

記

- 1 防火対象物所在地、名称等
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消（処分）の理由となる事実

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができる（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

鯖・丹消第 号
年 月 日

警 察 署
署長 殿

鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
消防長(消防署長)

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告
発します。

記

- 1 被告発人
 - 甲 本社所在地
建物所在地
法人名称
 - 乙 本 籍 地
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生 (歳)
職 業
- 2 罪名および適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 意 見
- 7 参 考 意 見

鯖・丹消第 号
年 月 日

地方裁判所
殿

鯖江・丹生消防組合消防署
署 長

過料事件の通知書

消防法第46条の5に基づく過料に処せられるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

1 違反者の氏名および住所

氏 名
住 所

2 違反対象物の名称等および管理権原者

名 称
所 在 地
変更前の管理権原者

3 該当法条

消防法第8条の2の3第5項（特例認定防火対象物の管理権原者の変更の届出）
消防法第46条の5

4 添付書類

特例認定申請書、特例認定通知書、管理権原者に変更があったことを証する資料
賃貸借契約書、譲渡証明書
住民票、商業登記簿謄（抄）本、その他

鯖・丹消第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
消防長(署 長)

戒 告 書

下記の対象物・施設は、 の規定に違反すると認めたので、消防法第 条 に基づき、 年 月 日付け鯖・丹消第 号をもって 年 月 日までにすることを命令していましたが、未だに履行されていません。よって、 年 月 日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき本職がこれを行い、これに要するすべての費用を徴収します。この旨同法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行により のために生ずる損害および処置した物件の管理については、すべて責任を負わないので申し添えます。

記

1 対象物・施設

- (1) 所 在 地
- (2) 名 称
- (3) 用 途
- (4) 構造・規模

2 教 示

この処分に不服のある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合管理者(消防長)に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができる(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

住 所
氏 名 殿

鯖江・丹生消防組合消防本部（消防署）
消防長（署 長）

代 執 行 令 書

下記の消防対象物は、行政代執行法第2条の規定に基づき代執行を行うので、同法第3条第2項の規定により次のとおり通知します。

- 1 代執行する日時
- 2 現場執行責任者
- 3 代執行の内容
- 4 代執行に要する費用

（概算見積額）

- 5 対象物・施設
 - (1) 所 在 地
 - (2) 名 称
 - (3) 用 途
 - (4) 構造・規模

教 示

この処分不服のある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合管理者（消防長）に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができる（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第22号(第31条関係)

鯖・丹消第 号
年 月 日

住 所
氏 名

殿

鯖江・丹生消防組合消防本部(消防署)
消防長(署 長)

代執行費用納付命令書

年 月 日付け鯖・丹消第 号の代執行令書による代執行費用を下記のとおり決定したので、
年 月 日までに へ納入するよう行政代執行法第5条の規定に基づき命令します。

なお、指定された期日までに納入しないときは、国税徴収法の滞納処分の例により徴収されることがありますので申し添えます。

記

金 円

教 示

この処分に不服のある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合管理者(消防長)に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができる(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[様式第23号\(第31条関係\)](#)

(令3消本訓令5・全改)

[様式第24号\(第40条関係\)](#)

(令3消本訓令5・全改)

[様式第25号\(第40条関係\)](#)

(令3消本訓令5・全改)

様式第26号(第42条関係)

(令3消本訓令5・全改)